

協定)の締結など制度的な協力が強化され、多角的、多層的な防衛協力や交流が進んでいますが、こうした取り組みが日米同盟のような関係に深化発展していくのかどうか、長期的には非常に重要な論点といえます。これにて私の報告を終了させていただきます。ご清聴、誠にありがとうございました。

- (1) 防衛研究所戦史部編『内海倫オーラル・ヒストリー』(防衛研究所、二〇〇八年) 五六―五七頁。
- (2) 御厨貴、渡邊昭夫『首相官邸の決断…内閣官房副長官石原信雄の二六〇〇日』(中央公論新社、一九九七年) 一四〇―一四二頁。
- (3) 防衛研究所戦史研究センター編『日本の安全保障と防衛力⑥ 富澤暉オーラル・ヒストリー』(防衛省防衛研究所、二〇二〇年) 一九五頁。
- (4) 防衛研究所戦史研究センター編『日本の安全保障と防衛力④ 佐藤謙オーラル・ヒストリー』(防衛省防衛研究所、二〇二四年) 七八―八七頁。

コメント一

片山杜秀

コメンテーターを承っている片山でございます。本日は、お三方の先生方からの、戦後八〇年という大きなパースペクティヴに立ったご発表を拝聴し、さまざまな思索を促されました。

まずは出口先生のご発表について申し上げます。戦後八〇年をその前と切り離して語ることはできない。その前提で一貫している。時の流れを重層化し輻輳させる工夫に満ちている。まことに魅力的なお話でありました。

具体的に触れさせていただければ、まず戦後憲法は、様々な意味で明治憲法との連続性を持っている。戦後の法体系もまた、明治以来のそれと強い連続性を有している。しかも憲法と民法や刑法等が同時に手を携えて矛盾なく変化していったわけではない。むしろ錯綜して矛盾する関係にあるとさえ言える。進度がずれているとも言えそうです。一九四五年で歴史を区切ることには当然意味がありますが、それでは見えにくく

なることから始めねばならない。そういうご指摘であったかと受け取らせていただきました。それから憲法は現在進行形で壊れてゆくものであるという捉え方も承ったように思います。憲法が「いつ、どのように壊れ始めたのか」という観点から歴史過程をダイナミックにとらえるということが重要なのであります。

憲法は生き物であり老化する。明治憲法も戦後憲法もそうであります。そうなりますと、一九四五年の意味は低下してくるということにもなります。そうすることで多元的・複眼的に時代の解像度を上げる。一九四五年だけでなく他の画期を重く見ることが重要である。出口先生のお話では、とりあえずもうひとつの画期として一九九〇年前後からの冷戦構造の崩壊が大きなポイントとされてきたかと存じます。そのへんから大きな変化が法秩序に現れてくる。冷戦期だからこそ機能していた日本の法秩序が、世界秩序の転換の前でとてつもない変容圧力を蒙ったということでありましょうか。あるいはもともと変わりたかつたのだけだれどそうできないでいたのが、ついに押さえていた蓋が開いたということでありましょうか。

ということで、出口先生のご発表には、「ポスト冷

戦」という視点が強くあったとお見受けしましたが、そこはお三方のご発表すべてに共通していたようにも思われます。特に一九八九年という年は、昭和天皇の崩御と元号の改元という、日本の戦後に社会意識的な区切り目を齎す、「王」の生き死に基づくと言う意味で偶々そのタイミングになった出来事があったのみならず、ベルリンの壁崩壊、天安門事件、そして冷戦終結の宣言といった国際的激変が相まって、極めて大きな象徴的な分水嶺となりました。一九八九年が一九四五年に匹敵するということか、組み合わせることでとても立体化してくる。お三方の御発表に共通するところであったと理解しております。

さて、出口先生のお話に戻りますと、繰り返しになりますが、そこで予感的に通奏低音として鳴り響いていたのは憲法が壊れてゆくということであったかと存じます。明治憲法が壊れていったように戦後憲法もまた壊れてゆくことでもあります。明治憲法は形式的には敗戦まできちんと機能していたとされるわけでしょうが、実際には、出口先生もご指摘されたように、元勳や元老といった、憲法に明記されていない存在が制度を動かしていたという、権力の構造としては非常

に不安定といえますか正統性・正当性に問題のある仕組みでありました。しかも、そうした仕掛けが通用していたのは、元勳や元老とは明治維新での勳と結びついていたがゆえに補充の利かないもので、まさにそれらの人物が生存していた間に限られており、彼らが遅くとも大正にはほぼいなくなってしまうし、生きていても西園寺公望のように昭和に入ると存在感が薄まるのでして、そうなるで大正のうちに新たな統治機構を構築しなければならなかったわけですが、結局、その再構築には失敗したということではないでしょうか。

井上先生のご発表とも重なりますが、特に大正から昭和にかけては、国際情勢の変化に対応する時間的余裕もなく、結局、明治憲法体制は制度的限界に達したまま破綻へと向かったのだと思います。明治憲法は、すでに大正デモクラシー期から昭和初期には機能不全に陥っており、いわば「耐用年数切れ」の状態だったわけです。それを改憲によって延命するのか、あるいは解釈によって新たな意味づけを施すのか、そうした議論もじゅうぶんに行われぬまま、天皇機関説事件なども含めた法的・政治的葛藤が生じていったのでしょ

う。付け焼刃でやっていって、刹那的対応に終始し、定見の得られぬまま、一九四五年に至った。そういうストーリーになりましようか。

そのように、制度の限界に直面しながらも、国際的な時間軸とはうまく合致せず、といえますか、自律的に国の骨格を変えて限界を乗り越えてゆくには時間が足りなくて、結果的に改造に失敗した。そうした明治憲法体制の末路を考えたとき、戦後憲法の姿にも重なる部分があるように思われます。出口先生のご発表では、戦後憲法もまた、冷戦構造崩壊以後、事実上の変容を遂げてきたという指摘がありました。たとえば、集団的自衛権の解釈変更、天皇制度に対する議論、そして一九九〇年代、二〇〇〇年代、二〇一〇年代と続く中で、戦後憲法体制の内実は大きく変わってきたものの、外形的には旧来の枠組みが維持されているという現状があります。つまり国の実体と表向きの憲法の条文がずれすぎているわけです。たとえば憲法では議院内閣制のほうなのに、実体は変容を重ねている。出口先生から内閣府や「強力内閣」といった論点が示されておりましたが、これは、明治憲法が耐用年数を過ぎたにもかかわらず改変されぬまま敗戦を迎えた構

図と、やはり重なりましょう。明治憲法だと、最初から憲法の外のシステムに頼っていたのだから、そもそも憲法としては如何なものだったのかとも言えなくもありません。当然ながら大正デモクラシーにも総力戦体制にも対応しきれず、解釈で済ませていって曖昧模糊としていった。治安維持法と国家総動員法という両立の困難な大きな法律が一緒に存在できてしまうところからして実に奇怪というほかはございません。いやいや、ちよつと逸脱いたしましたので元に戻しますと、戦後憲法は明確に改正されることなく、しかし運用は大きく「いじられて」おり、そうすると憲法は有効に機能しているのか否か、実はもうすっかり有名無実化しているのではないかといった問いが生じるのは当然のことでしょう。しかも、一九九〇年代からでしょうか、内閣組織の改編による「強力内閣」への志向といったものも、たとえば近衛時代の筋書きをなぞっているのかのようにも思われるのです。明治憲法が条文はママで解釈・運用をいじっていく中で結局いじりきれないまま敗戦を迎えた過程と、戦後憲法を色々と表向きは変えないけれどもそれと見合っていないければならないはずの国の中身をたくさんいじるということ

を冷戦構造崩壊後にやっている過程。出口先生はその相同性を示唆されたと受け取りました。結局、歴史が危機を迎えると、明治の憲法も戦後の憲法も同じ道を辿る。それはむろんもともと憲法がそのように出来ていたからでもありません。となりますと、井上先生のお話と被ってくるのでございます。坂野潤治説ですね。歴史は繰り返す、韻を踏む、もう一回同じようなパターンになぞらえられることがある。この話に重なってくるのでございます。

そこで井上先生のご発表についてでございます。勸所は戦後の日米同盟の話に明治から大正にかけての日英同盟の話を対比させるところになるかと受け取らせて頂きました。出口先生の明治憲法体制に当たるところに日英同盟が来て、戦後憲法体制に日米同盟が来ると申してはあまりに単純すぎますが、そういう大きなスパンから戦後八〇年を包み込むようなお話であったかと存じます。井上先生の仰せの通りで、日英同盟から見ると日本近代史はかなり諒解されてくるところがございます。明治国家は日英同盟をひとつの軸として国際社会における地位を確保していったのですから。第一次世界大戦期までは、まさに日英同盟が外交の柱

として機能していたわけですが。戦後の日本はそれに代わるものとしてアメリカとの同盟を得た。これは日英同盟と違って敗戦の苦さに伴っていたものではあります。そして、日米同盟を考えるうえで重要になるのは、日本国憲法第九条と日米安保体制との関係性でありましょう。

明治国家は、元老などの超法規的な存在により統治されていた側面がありますが、戦後日本では、占領が一九五二年に終了したとはいえ、アメリカとの関係が政治・外交、あるいは経済のあり方を大きく規定し続いているという点で、共通する構造があるように思われます。もちろん井上先生のお話から想像力を逞しくすれば、元老うんぬんよりもイギリスの役割を重視することで日本近代史のストーリーを描くことも可能なものかもしれません。とにかく、憲法をはじめとする日本の法には記されていない外部の力——この場合はアメリカ——が、政治の意思決定や体制の根幹に影響を与えているという構図が戦後八〇年にあるというお話でございましょう。もちろん、憲法の前文には「諸国民の公正と信義に信頼して……」という文言はあります。が、別にアメリカが名指しされているわけでも、

アメリカの日本に対する優位性が示されているわけでもありません。しかし現実には、アメリカが「上位プレイヤー」として振る舞い、日本の総理大臣の交代などにも何らかの影響を及ぼしているとの印象を、多くの国民が抱いているのではないのでしょうか。

このように、明治期の統治が元老のような非公式な存在によって運営されていたのに対し、戦後日本もまた、憲法や制度の外側にある日米関係という文脈において、政治が動かされているのではないかという問題提起が可能ということでしょう。ここにも一種の反復が観察されるわけです。

議論が先走ったかもしれませんが恐れ入ります。日英同盟に戻しますと、それは第一次世界大戦後、多国間の国際秩序の中でその役割を終え、国際連盟という新たな枠組みに移行していきました。日英同盟が終わるのは一九二三年ですね。国際連盟が出来たのにお日英同盟があるのはおかしいという議論もあつてのことだったと思います。日本は国際連盟では常任理事国として極めて大きな役割を担いますが、その後、連盟秩序から逸脱してゆき、連盟を離脱する道を選びます。満洲事変に絡むことでした。そこから、ドイツ、

イタリア、ソ連といった他の国際連盟脱退国ないし除名国と同様に、国際連盟の秩序に挑戦して壊そうとする側に回ってゆくわけです。そこで別の国際秩序の構築を實踐してゆくことになる。満洲国、汪兆銘政権、ラウレル政権など。その連合体としての大東亜共栄圏という新たな秩序構想を打ち出すに至る。しかしそれはむろん実をあげるに至らず失敗に終わったと総括できましよう。この失敗というのは、日英同盟や国際連盟のオルタナティブを見いだすというか作るというかそれを目指して失敗したと言い換えてよいものではないでしょうか。

そうした歴史的失敗を踏まえたうえで、井上先生のご発表は、戦後の日本が日米同盟をいかに持続させてきたかに焦点を当て、今後もそれが基調となるという御趣旨と理解いたしております。むろん私も日米同盟の持続可能性を否定するものではありませんし、持続しないと日本が危ういということは百も承知のもりでありますけれども、やはり同盟には必ず賞味期限がございます。日英同盟を思い出しますと、先ほど述べました通り、それがフェード・アウトしていつて終わってゆくあとの、言わば「ポスト日英同盟期」が

一九二〇年代に始まって二〇年強で一九四五年に至っている。その期間、後から考えれば、リスキーな選択を繰り返した。そうだと致しますと、現下の日米同盟が弱体化しつつある今、日英同盟の陰っていったその後のプロセスが思い出されざるを得ないといえますか。日米同盟の維持に努めつつも、その後の構想力が問われる段階に、かなり入ってきているのではないかとも思われるのです。そこに中島先生のお話が絡んで参るのでしよう。現今のアジア情勢の中で、日本がアメリカ以外の国々との協力体制をどう構築するのか——たとえばオーストラリア、フィリピンとの関係強化などが機能し得るのかどうかということですね。日英同盟、日米同盟に続く、第三の長期安定戦略がありうるかとすれば、それはけっこうなこと、そこに中島先生のご発表が井上先生の後に置かれる所以もあるかのようにまことに勝手ながら拝聴しておりました。

さて、中島先生のご発表は、主として第二次世界大戦後の国際秩序と日本の防衛体制に関するご議論でありました。出口先生や井上先生が、明治期まで遡って戦後を捉え直すそうとしておられたのに対し、中島先生は戦後八〇年を安全保障の面から見てどう区切るかに

「焦点を当てられていたかと存じます。」

その区切り方ですが、実に腑に落ちるものでした。「我が国防衛」「グローバル防衛」「グローバル周辺事態的防衛」という三つですね。この区分によって、戦後日本の安全保障政策の変遷を、非常に明快に捉えることができたと思います。

「我が国防衛」が通用していたのは、やはり冷戦期でありましょう。日本は、自国の軍事力を抑制し、憲法第九条との整合性を保とうとしながら、アメリカの傘の下で安全保障を維持してきました。坂田道太防衛庁長官が必要最低限の自衛力について「アメリカが助けに来るまで持ちこたえる力」と定義したことがあったかと記憶しますが、とにかく「我が国」の守り方はそのように意味づけられていて、そこで完結していたのでしよう。理念としての九条と現実の日米安保体制との齟齬を如何に糊塗するか。憲法学者と国際政治学者の軋轢とか、このあたりにリンクして参りましょう。社会党と自民党の安全保障問題での対立も同じ次元の事柄でしょう。五五年体制の映し絵としての、そういう理想と現実、本音と建て前の二重構造が密接に絡んでくるわけですが、それらは結局、かなりがアメリカ

と日本の二か国の土俵で完結してしまう。「我が国防衛」の世界は戦後憲法と日米同盟の世界でもあって、出口先生と井上先生の世界ということにもなりましょう。出口先生、井上先生、そして中島先生の御発表は、それぞれ異なる視点からお話しされているのは当然として、にもかかわらず、近現代の日本に覆いかぶさってくる、様々な位相でのダブルバインドに目配せしながら、戦後八〇年を語ろうとされている点では、かなりの共通性がありではないかと愚考仕る次第です。で、中島先生のお話ですが、「我が国防衛」のあとこのポスト冷戦期、すなわち今日の状況からさらに未来を考えてゆくのが中島先生の肝心要であられるかと存じますけれども、そこでキイになってくる言葉は同志国であるのかと拝聴いたしました。

同志国。ポスト日米同盟か日米同盟の補充か、そういうことを考えるとき、この同志国という言葉がどうしても出てきますでしょう。同志国の意味はいろいろに考えられましようが、同盟国とはやはり違うのでありましよう。

歴史を遡りますと、国際連盟の破綻とその反省によって、私の理解では、国際連合においては安保理の常

任理事国になるような大国には拒否権を与える。拒否権を与えないと国際連盟のときのように日本もドイツも出ていってしましますから。国際連盟のときのソ連のように除名されるかたちで会議の舞台から消えた国もある。いなくなると国際会議の舞台が成立しないので、いなくならないようにすることが大切で。拒否権というものを創り出す大きな理由もそこにあつたのでありましょう。しかし、拒否権が強くなりすぎると、今度は国際会議体が何も決められない。機能しない。それでは困ると横田喜三郎などが盛んに言ったかと記憶しますが、実際には変わってないまま、二一世紀に至っている。そうなると、国際社会では「力による支配」ではなく「ルールによる支配」が理想とされてきました。その理想もなかなか保たれない。現実には目を向けると、ルールではなく力が再び秩序を動かしているかのような状況が出現しつづあります。

このような国際秩序の危機の中で、中島先生が「同志国」という概念を強調されたことはやはり非常に重要でしょう。同志国とは、共通の価値観やルールを共有し、それを基礎に連帯するけれども、同盟というほど縛りのない国家群のことを意味していると理解でき

ますでしょうか。しかし、仮に国際的に共有された価値やルールがあれば、本来は超国家的な機構——たとえば世界連邦的な枠組み——によって秩序を維持することができるとは思いません。それがそうならないという現実が、同盟国や同志国に頼るといってやや古典的なところに回帰せざるを得ない状況を生んでいるのかもしれない。とはいえ日本の同盟国は日英同盟や日独伊三国同盟に代わる日米同盟以来、アメリカであつて、出口先生や井上先生のお話を思い起こせば、このアメリカという同盟国は、おかしな表現ですが「上位の同盟国」であつて、アメリカ軍も日本に駐留していて、そういうアメリカが日本の安全保障上の同盟国であれば、二つ目の同盟国は考えられない。NATOのようなものがアジア・太平洋に考えられればまた別ですし、そういうことを仰る方はありますが、NATOは第二次世界大戦の経験あつてのものですから、アジアで似たようなものをいきなりというのはまったく非現実的でありましょう。そうすると同盟国のアメリカは同盟国として奉りながら、同志国を増やしていくという話になるしかない。そうした現実を中島先生は示してくださつたのだと思います。

でも、同志国があくまでルールに基づく正義において同志であるという前提に立つとすれば、ルールの絶対性に疑問が付されてルールの多様化が進みかねず、そこにさらに、力は正義、反普遍主義も正義といった価値観が入り込んでくるとすれば、ルールも相対的に弱くなり、同志は同盟より弱いのでしようから、仮に同志を増やせても、どの程度の実効性が伴うのかには疑問の余地があるという気も致します。

正義を掲げ、普遍的な価値を語っているつもり側でさえ、その正当性が疑問視される事態に陥り、まさにマックス・ウェーバーの言う「神々の闘争」のような世界に向かいつつあるのが現代世界かとも思われまじ。どの神が真に正義を体現しているかは神のみぞ知る。相對主義化が進んでいきそうなこの時代に、同志を増やす戦略の「ポスト日米同盟」における有効性の度合いは高いと言えるのであろうか。心配しすぎでございましょうか。

以上、とりとめのないコメントになってしまつて恐れ入ります。妄言多謝でございます。失礼いたしました。

コメント二

彦谷 貴子

ありがとうございます。ご紹介にあずかりました、東京大学の彦谷と申します。

本日はこのような形で慶應法学会に参加させていただき、大変嬉しく思っております。ご紹介いただきましたように、私は一九九〇年に慶應義塾大学法学部政治学科を卒業し、曽根研究会に所属しておりました。

その後、コロンビア大学の政治学博士課程に進学、総合政策学部の助手を経て防衛大学校に一八年勤務し、二〇一六年から五年間、コロンビア大学で日本政治と外交政策について教鞭をとりました。二〇二一年に帰国、学習院大学を経て、今年の四月より東京大学グローバル教育センター教授を務めております。

私の研究テーマは、政軍関係でございます。最近では、憲法との関係という視点からの研究にも取り組んでおり、昨年は憲法に関する国際学会に参加するため、マドリードを訪れ、現地で駒村先生にお会いする機会にも恵まれました。また、サーベイ実験という手法を